

# 財団法人日本体育協会寄附行為

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は、財団法人日本体育協会といい、外国に対しては、Japan Sports Association（略称 J A S A ）という。

## 第 2 章 事 務 所

第2条 本会は、事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号岸記念体育会館（Kishi Memorial Hall 略称岸体育館）内に置く。

## 第 3 章 目 的

第3条 本会は、わが国、国民スポーツの統一組織としてスポーツを振興し国民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

## 第 4 章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する根本方針を確立すること。
- (2) スポーツ精神を育成すること。
- (3) 財団法人日本オリンピック委員会との連携協力及び加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (4) スポーツに関する諸団体との連絡を図ること。
- (5) スポーツ少年団を育成すること。
- (6) 国民スポーツの指導者及びスポーツクラブの育成並びにスポーツ教室等各種国民スポーツ振興事業を実施すること。
- (7) スポーツ施設の基本について研究調査するとともに、スポーツ施設の管理運営及び拡充整備の促進を図ること。
- (8) 国民体育大会を開催すること。
- (9) スポーツに関する国際的事業の実施又は援助をすること。
- (10) 選手の競技力の向上を図り、コーチを育成すること。
- (11) 体力向上に関する研究調査並びに競技者の健康を管理すること。
- (12) スポーツドクターを養成すること。
- (13) スポーツについて、政府の諮問に応じ、また政府その他の機関に対し意見を述べ、あるいはその施策に協力すること。
- (14) スポーツに関する資材及び用具の研究調査をすること。
- (15) スポーツの宣伝啓発を図ること。
- (16) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

## 第 5 章 加 盟 団 体

第5条 本会は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 国内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であって、本会に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 各都道府県におけるスポーツを総合的に統轄する都道府県体育協会等であって、本会に加盟したもの（以下「加盟都道府県体協等」という。）
- (3) 前二号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、本会に加盟したもの。

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事及び評議員各々の現在数の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

第7条 第5条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事及び評議員各々の現在数の過半数の同意を得なければならない。

2. 本会は、第5条の加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるときは、理事及び評議員各々の現在数の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

第8条 前3条に規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

第9条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 基本金10億100万円
- (2) 本会所有の動産及び不動産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 補助金及び加盟団体の分担金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

第10条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、前条第1号の基本金及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品があつて、寄附者の指定あるものはその指定に従う。

第11条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定額郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

第12条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第13条 本会の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

第14条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第15条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会及び評議員会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は第18条の基金若しくは積立金に繰り入れ、あるいは翌年度に繰り越すものとする。

第16条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第17条 第12条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第18条 本会は、理事会及び評議員会の議決を経て、特別の目的のためにする基金又は積立金を設けることができる。

2. 前項の基金又は積立金の目的並びに積立管理及び処分の方法は、各基金又は積立金ごとに理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

3. 本条の基金又は積立金は、特別会計とする。

第19条 本会は、前条に規定する特別会計のほか、理事会及び評議員会の議決を経て必要に応じ特別会計を設けることができる。

2. 特別会計に伴う収支予算は、その事業開始前に会長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。

3. 特別会計の収支決算は、その事業終了後すみやかに会長が作成し、監事の意見をつけ、理事会及び評議員会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

4. 特別会計収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会の議決を経てその処分を決定する。

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

## 第 7 章 役員 及 び 評 議 員

第 22 条 本会に次の役員を置く。

理 事 18名以上28名以内（うち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名及び常務理事3名以内）

監 事 2名又は3名

第 23 条 会長は、評議員会で推挙し、理事会で選任する。会長は、就任と同時に理事になる。

2. 会長以外の理事は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で、評議員会において選任する。

(1) 加盟競技団体が評議員のうちから推薦する者 9名

(2) 加盟都道府県体協が評議員のうちから推薦する者 9名

(3) 会長が推薦する学識経験者 10名

3. 副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選で決める。

4. 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は、理事を兼ねることができない。

5. 特定の理事とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6. 前各項に定めるもののほか、役員の設定年、その他役員を選任に関する事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第 24 条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

3. 専務理事は、理事会の議決に基づき本会の業務を掌理する。

4. 常務理事は、理事会の議決に基づき本会の業務を分掌し、処理する。

5. 理事は、理事会を組織して、本会の業務を議決し、執行する。

第 25 条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第 26 条 役員任期は、2年とする。ただし、第 23 条第 6 項による定め範囲内で再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 27 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の 4

分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第28条 本会に、次項及び第3項により定める人数の評議員を置く。

2. 加盟団体は、各団体ごとに評議員1名を選任する。
3. 会長は、前項のほか、理事会に諮って、学識経験者の中から13名以内の評議員を委嘱することができる。
4. 前2項の規定によって選任された評議員が、理事又は監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合、第2項の規定によって選任された評議員の後任者は、その評議員を選任した加盟団体が選任する。
5. 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
6. 評議員には、第26条第2項及び第3項並びに第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
7. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
8. 前各項に定めるもののほか、評議員の選任に関する事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第29条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

## 第8章 名誉会長、名誉副会長、顧問、会賓及び参与

第30条 本会には、名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

2. 本会には、顧問、会賓及び参与それぞれ若干名を置く。
3. 名誉会長及び名誉副会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
4. 顧問は、本会の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
5. 会賓は、スポーツの功労者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
6. 参与は、昭和21年度以降の本会の理事、監事であった者及び特に理事会が推薦した者につき会長が委嘱する。
7. 名誉会長及び名誉副会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
8. 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
9. 会賓及び参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるることができる。

## 第 9 章 会 議

第 31 条 理事会は、年 2 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会に付議する事項は、予め各理事に通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項は、この限りではない。

3. 理事会の議長は、会長とする。

第 32 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 33 条 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 34 条 評議員会を招集する暇のない緊急を要する事項については、理事会の承認を得て、議案に対する評議員現在数の過半数の書面による同意をもって評議員会の賛成議決にかえることができる。

2. 前項の場合は、その結果を評議員に通知し、かつ次の評議員会で報告するものとする。

第 35 条 理事会及び評議員会には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 10 章 日本スポーツ少年団

第 36 条 本会に、全国のスポーツ少年団によって構成する日本スポーツ少年団を置く。

第 37 条 日本スポーツ少年団は、第 4 条第 5 号、その他これに関連する事業に関して、別に定めるところに従い、決定及び実施の権限を有する。

第 38 条 日本スポーツ少年団の設置に関する規定については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 11 章 諮 問 委 員 会

第 39 条 本会に、諮問委員会として総合企画委員会を置く。

2. 総合企画委員会は、本会の事業企画、財務、加盟、栄典に係る必要な事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。

3. 総合企画委員会の委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

4. 総合企画委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

第40条 本会に、諮問委員会として国民体育大会委員会を置く。

2. 国民体育大会委員会は、第4条第8号の事業について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応じる。

3. 国民体育大会委員会の委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

4. 国民体育大会委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

## 第12章 専門委員会

第41条 本会には、理事会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。

第42条 各種専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第43条 各専門委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

## 第13章 事務局

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2. 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

## 第14章 寄附行為の変更並びに解散

第45条 本寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第46条 本会の解散は、理事及び評議員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第47条 本会の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けて、本会の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

## 第15章 雑則

第48条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (7) 官公署往復書類
  - (8) 収支予算書及び事業計画書
  - (9) 収支計算書及び事業報告書
  - (10) 貸借対照表
  - (11) 正味財産増減計算書
  - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第 16 章 補 則

第49条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則1

- 1. 本寄附行為は、昭和35年10月19日から施行する。
- 2. 昭和34年3月31日加盟団体及び支部において選出された評議員は、本寄附行為第22条第1項及び第2項により、同日それぞれ選任されたものとみなす。
  - (2) 昭和34年3月31日開催の評議員会において選出された理事及びその後増員された理事は、本寄附行為第24条第1項によって、同日選出されて会長の委嘱を受けたものとみなす。
  - (3) 第22条第2項本文の規定中「加盟地方団体の会長のうちから」は、上記各項の評議員及び理事については、その在任期間中に適用しない。
- 3. 本寄附行為施行後遅滞なく加盟地方団体は、第22条第2項に準じて、増員による評議員2名を選任する。この場合において、評議員の任期は、昭和36年3月30日までとする。

### 附則2

- 1. 本寄附行為は、昭和41年5月17日から施行する。

### 附則3

- 1. 本寄附行為は、昭和44年5月26日から施行する。

### 附則4

- 1. 本寄附行為は、昭和44年10月3日から施行する。

### 附則5

- 1. 本寄附行為は、昭和45年5月1日から施行する。

### 附則6

1. 本寄附行為は、昭和45年9月2日から施行する。

#### 附則7

1. 本寄附行為は、昭和45年12月28日から施行する。

#### 附則8

1. 本寄附行為は、昭和46年3月23日から施行する。

ただし、第13章、第14章、第15章、第16章及び第17章の規定については、昭和46年4月1日から施行する。

#### 附則9

1. 本寄附行為は、昭和46年9月6日から施行する。

#### 附則10

1. 本寄附行為は、昭和47年6月1日から施行する。

#### 附則11

1. 本寄附行為は、昭和47年9月1日から施行する。

#### 附則12

1. 本寄附行為は、昭和47年11月27日から施行する。

#### 附則13

1. 本寄附行為は、昭和48年6月26日から施行する。

#### 附則14

1. 本寄附行為は、昭和48年9月14日から施行する。

#### 附則15

1. 本寄附行為は、昭和48年10月25日から施行する。

#### 附則16

1. 本寄附行為は、昭和49年2月8日から施行する。

#### 附則17

1. 本寄附行為は、昭和49年6月22日から施行する。

#### 附則18

1. 本寄附行為は、昭和49年10月30日から施行する。

#### 附則19

1. 本寄附行為は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第21条、第27条、第30条、第41条の規定については、認可の日より施行する。

2. 改正前の寄附行為により選任された役員は、昭和50年3月31日までその地位にあるものとする。

#### 附則20

1. 本寄附行為は、昭和51年6月3日から施行する。

#### 附則21

1. 本寄附行為は、昭和51年9月29日から施行する。

附則22

1. 本寄附行為は、昭和52年7月14日から施行する。

附則23

1. 本寄附行為は、昭和52年10月21日から施行する。

附則24

1. 本寄附行為は、昭和53年6月9日から施行する。

附則25

1. 本寄附行為は、昭和53年9月29日から施行する。

附則26

1. 本寄附行為は、昭和54年7月3日から施行する。

附則27

1. 本寄附行為は、昭和55年6月4日から施行する。

附則28

1. 本寄附行為は、昭和56年5月29日から施行する。

附則29

1. 本寄附行為は、昭和57年9月3日から施行する。

附則30

1. 本寄附行為は、昭和58年5月18日から施行する。

附則31

1. 本寄附行為は、昭和59年9月18日から施行する。

附則32

1. 本寄附行為は、昭和60年7月24日から施行する。

附則33

1. 本寄附行為は、昭和61年8月15日から施行する。

附則34

1. 本寄附行為は、昭和62年8月25日から施行する。

附則35

1. 本寄附行為は、平成元年2月4日から施行する。

附則36

1. 本寄附行為は、平成元年12月18日から施行する。

2. 改正前の寄附行為により選任され、平成元年12月17日に在任する役員（評議員を含む）の任期は、同日に満了するものとする。

ただし、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

3. 本寄附行為の改正後最初に就任する役員及び評議員の任期は、第26条第1項及び第28条第5項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

附則 37

1. 本寄附行為は、平成 3 年 3 月 2 6 日から施行する。

附則 38

1. 本寄附行為は、平成 9 年 7 月 1 5 日から施行する。

附則 39

1. 本寄附行為は、平成 1 2 年 6 月 1 6 日から施行する。

附則 40

1. 本寄附行為は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附則 41

1. 本寄附行為は、平成 1 4 年 9 月 5 日から施行する。

附則 42

1. 本寄附行為は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 2年 8月 8日制定認可	昭和48年10月25日改訂認可
昭和17年 4月 8日改訂認可	昭和49年 2月 8日改訂認可
昭和23年11月13日改訂認可	昭和49年 6月22日改訂認可
昭和29年 4月15日改訂認可	昭和49年10月30日改訂認可
昭和32年 2月20日改訂認可	昭和50年 2月19日改訂認可
昭和34年 9月 1日改訂認可	昭和51年 6月 3日改訂認可
昭和35年10月19日改訂認可	昭和51年 9月29日改訂認可
昭和37年10月18日改訂認可	昭和52年 7月14日改訂認可
昭和38年 5月14日改訂認可	昭和52年10月21日改訂認可
昭和39年 9月25日改訂認可	昭和53年 6月 9日改訂認可
昭和40年 2月22日改訂認可	昭和53年 9月29日改訂認可
昭和40年 8月30日改訂認可	昭和54年 7月 3日改訂認可
昭和41年 5月17日改訂認可	昭和55年 6月 4日改訂認可
昭和41年 9月16日改訂認可	昭和56年 5月29日改訂認可
昭和43年 8月22日改訂認可	昭和57年 9月 3日改訂認可
昭和44年 5月26日改訂認可	昭和58年 5月18日改訂認可
昭和44年10月 3日改訂認可	昭和59年 9月18日改訂認可
昭和45年 5月 1日改訂認可	昭和60年 7月24日改訂認可
昭和45年 9月 2日改訂認可	昭和61年 8月15日改訂認可
昭和45年12月28日改訂認可	昭和62年 8月25日改訂認可
昭和46年 3月23日改訂認可	平成 元年 2月 4日改訂認可
昭和46年 9月 6日改訂認可	平成 元年12月18日改訂認可
昭和47年 6月 1日改訂認可	平成 3年 3月26日改訂認可
昭和47年 9月 1日改訂認可	平成 9年 7月15日改訂認可
昭和47年11月27日改訂認可	平成12年 6月16日改訂認可
昭和48年 6月26日改訂認可	平成14年 9月 5日改訂認可
昭和48年 9月14日改訂認可	平成17年 4月 1日改訂認可